

## 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に規定する書面)

2021 年 4 月 1 日

メタウォーター株式会社

2021年4月1日

## 吸収合併に係る事後開示事項

東京都千代田区神田須田町一丁目25番地  
メタウォーター株式会社  
代表取締役社長 中村 靖

当社は、鳥電商事株式会社との間で2020年9月30日に締結した合併契約書に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、鳥電商事株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併における会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2021年4月1日

#### 2 吸収合併消滅会社における事項（会社法施行規則第200条第2号）

##### （1）会社法第784条の2の規定による請求（株主からの本合併をやめることの請求）に係る手続の経過

吸収合併消滅会社である鳥電商事株式会社は、当社の完全子会社でしたので、会社法第784条の2の規定による手続については、該当事項はありません。

##### （2）会社法第785条の規定による手続（反対株主の買取請求に係る手続）の経過

吸収合併消滅会社である鳥電商事株式会社は、当社の完全子会社でしたので、会社法第785条の規定による手続については、該当事項はありません。

##### （3）会社法第787条の規定による手続（新株予約権買取請求に係る手続）の経過

吸収合併消滅会社である鳥電商事株式会社は、新株予約権を発行していなかったため、会社法第787条の規定による手続については、該当事項はありません。

##### （4）会社法第789条の規定による手続（債権者異議手続）の経過

吸収合併消滅会社である鳥電商事株式会社は、2021年2月22日付の官報に公告し、かつ、同日付で知れている債権者に対して各別に催告しましたが、異議申述期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

#### 3 吸収合併存続株式会社における事項（会社法施行規則第200条第3号）

##### （1）会社法第796条の2の規定による請求（株主からの本合併をやめることの請求）に係る手続の経過

本合併は、会社法第796条の2ただし書に定める場合に該当し、株主に同条の

規定による請求権はないため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続（反対株主の買取請求に係る手続）の経過

本合併は、会社法第 797 条 1 項ただし書に定める場合に該当し、反対株主に買取請求権はないため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続（債権者異議手続）の経過

吸収合併存続会社である当社は、2021 年 2 月 22 日付の官報及び電子公告により公告しましたが、異議申述期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日をもって、鳥電商事株式会社の資産、負債その他一切の権利義務を承継しました。

5 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く。）（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2021 年 4 月 5 日（予定）

7 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

別紙

会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置  
いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く。）